

期間安くなります

2019年
9月
定例会
9月5日～9月20日

条例等の主なもの

● 印鑑登録証明書の記載内容が変わります

令和元年11月5日に施行される住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、関連する事務処理要領の一部が改正されるため、大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。今回の改正の主な対象は、女性の活躍の観点から印鑑登録証明書へ旧氏（つじ）の記載を可能とし、性同一性障害や性的指向などに配慮して男女の別の記載を無くすものです。

● 被災者が借りた資金が要件を満たすことにより猶予されたり免除される場合があります

災害弔慰金の支給等に関する法律などが一部改正されたため、大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。改正の内容は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し貸し付ける災害援護資金について、資金の貸付を受けた者が生活再建が思うようにならず、期限内の償還が困難であるなどの状況を踏まえ、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大について必要な措置を講ずる事が出来るよう改正するものです。

● 要件を満たす方は介護保険料が一定期間安くなります

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正された事に伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料について、所得の段階別に軽減が実施されているが、

10月からの消費税率10パーセントへの引き上げに合わせて、これを更に軽減するため令和元年度及び2年度における保険料を定めるものです。

軽減される介護保険料の年間額比較表

区分	第1号被保険者		
	基本額	改正前	改正後
第1段階	78000円	35100円	29250円
第2段階	78000円	58500円	48750円
第3段階	78000円	58500円	56550円

● 令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まります（議案第35号）

現在、各地方公共団体においては多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、任期の定めのない常勤職員以外にも事務の種類や性質に応じて臨時職員や非常勤職員といった多様な任用や勤務形態が活用され、地方行政の重要な担い手となってきた。このような状況を踏まえ、国において臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保する事などを目的に法律の改正が行われ、任期の期間を採用日の属する会計年度の末日までの範囲内とする会計年度任用職員という新たな制度が創設されたため関係条例の規定の整理を行うものです。会計年度任用職員制度は令和2年4月1日から始まります。